

U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業交付要綱

(目的)

第1条 知事は、新潟県内企業の人材確保と県外大学生等のU・Iターン就職の促進を図るため、県外大学生等が就職活動等のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県外大学生等 新潟県外の大学（大学に置く大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等の学生であって、県外に在住する者をいう。
- (2) 県内企業 新潟県内に就業場所となる事業所を開設している、若しくは当該事業所を開設する見込みのある企業（県外に本社を置く企業を含む。）をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (4) 就職活動等 県内企業が県外大学生等を採用するために実施する、企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む。）、適性試験、筆記試験及び面接、並びに県内企業が実施するインターンシップに参加することをいう。
- (5) インターンシップ 県外大学生等が、県内企業の事業所等において行う就業体験をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、県外大学生等であって、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付基準)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、補助対象経費に別表2に掲げる補助率を乗じて得た額又は補助限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請書)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別表3に掲げるとおりとし、県外の住所地と県内の目的地の間を移動した日が属する年度内の、別に定める期日までに1部を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付決定の内容及び交付すべき補助金の額を当該申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則及びこの補助金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
この要綱は、一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

別表 1 補助対象事業

補助対象事業	<p>県外大学生等が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地の間を移動する場合</p> <p>①就職活動で、県内企業が県内で開催する企業説明会に参加する。 ②就職活動で、県内で開催される合同企業説明会に参加する。 ③就職活動で、県内企業が県内で実施する、採用試験又は面接を受ける。 ④県内企業が県内で実施する、インターンシップに参加する。</p> <p>なお、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ①公務員試験（国、県、市町村）を受験する場合（説明会への参加を含む。） ②行政機関が実施するインターンシップに参加する場合</p>
--------	---

別表 2 補助対象経費及び補助率等

補助対象経費	<p>県外大学生等が、県内での就職活動等のために、県外の住所地と県内の目的地の間を移動する際にかかる交通費及び宿泊費（※） なお、交通費は、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。ただし、原則としてタクシーは除く。</p>
補助率 （※）	<p>1 / 2 （ただし、100円未満切り捨て）</p>
補助限度額	<p>1回の申請につき、10,000円／人 1人につき、年度内3回まで申請可能</p>

※ 面接等を実施した県内企業から交通費や宿泊費の一部について支給を受けた場合にあつては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。

※ 国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。

※ 原則として、県外の住所地と県内の目的地の往復にかかる経費を対象とするが、往路のみまたは復路のみの申請も可能とする。

別表 3 交付申請書及び申請方法

県外大学生等の区分	交付申請書	申請方法
①新潟県との学生U・Iターン就職促進に関する協定締結大学（以下「協定大学」という。）に在学	別記第1号様式の1	在学する協定大学の就職支援窓口（キャリアセンター等）で申請書の内容確認を受けた後、新潟県産業労働観光部労政雇用課に申請書を提出
②上記以外の大学等に在学	別記第1号様式の2	にいがたUターン情報センターホームページから利用登録を行い、発行された受付番号を申請書に記載の上、新潟県産業労働観光部労政雇用課に申請書を提出

※ 協定大学に在学している学生は、区分②の申請方法でも申請可能とする。